



# 令和7年度第2回 多賀城市地域公共交通協議会資料

協議事項 ⅠーⅠ

多賀城市地域公共交通計画策定に係る

公募型プロポーザル実施について

---

## (1) 事業の目的

公共交通の現状、地域の実情等を把握し、課題の整理を行い、持続可能な公共交通の視点を踏まえ、多賀城市における目指すべき地域公共交通の将来像、施策の方向性を共有した上で、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく、「多賀城市地域公共交通計画」の策定に向けた支援を行うもの

## (2) 公募型プロポーザル方式を導入する目的

上記(1)を踏まえ、受託候補者選定に当たっては、価格のみの競争ではなく、事業者の専門的な知識・技術・経験等による優れた提案を広く受け、最も高い評価を受けた事業者を受託候補者として選定するもの

### (3) 委託内容

#### ① 地域特性及び公共交通等の現況調査

→地域特性の整理

上位計画・関連計画の整理

公共交通の運行状況・利用実態等の整理

#### ② 各種調査の実施

→多賀城市民アンケート調査

バス利用実態調査

交通事業者及び市内ヒアリング調査

#### ③ 現計画の検証と公共交通の問題・課題点の整理

→現計画の検証

公共交通の問題・課題点の整理

#### ④ 多賀城市地域公共交通計画（案）のとりまとめ

→基本方針の見直し検討

基本目標・評価指標・数値目標の検討

具体施策・事業化策の検討

#### ⑤ 各種会議の開催支援

→地域公共交通協議会の開催支援

関係主体との個別協議等の実施支援

#### ⑥ 打合せ協議

#### ⑦ 成果品の作成

→報告書・計画書・電子記録媒体

## (4) 事業スケジュール

実施内容	期日等
①公募開始	令和7年5月19日(月)
②質問書提出期限	令和7年5月26日(月)
③質問書への回答	令和7年5月28日(水)
④参加申込書受付期間	令和7年5月19日(月)～令和7年6月2日(月)
⑤参加資格審査結果通知	令和7年6月5日(木)
⑥企画提案書提出期間	令和7年6月9日(月)～令和7年6月16日(月)
⑦審査(選定委員会)	令和7年6月20日(金) 予定
⑧審査結果通知	選定委員会終了後おおむね1週間以内に通知
⑨契約手続き	令和7年7月1日(火)

## (5) 事業者選定委員会設置・委員選任

多賀城市地域公共交通計画策定業務 事業者選定委員会設置  
要綱を制定し、それに基づいて進めていく

※要綱案は別紙参照

委員会役職	職名
委員長	多賀城市地域公共交通協議会 会長（学識経験者）
副委員長	多賀城市地域公共交通協議会 事務局長
委員	多賀城市地域公共交通協議会 委員（市民）
委員	多賀城市地域公共交通協議会 委員（交通事業者）

## 報告事項 2-1

多賀城東部線に係る道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条2項に掲げる運賃設定協議が調っていることの証明書について

---

旧：65歳以上で運転免許証を返納し、運転経歴証明書の交付を受けた方のバス運賃を無料とする。適用方法は、運転経歴証明書の提示によるものとし、適用期間は、同証明書の交付日から1年間とする。

新：65歳以上で運転免許証を返納し、運転経歴証明書の交付を受けた方のバス運賃を無料とする。適用方法は、運転経歴証明書若しくはマイナ経歴証明書（マイナ免許証読み取りアプリによる）の提示によるものとし、適用期間は、同証明書の交付日から1年間とする。

※証明書案は別紙2参照

## 報告事項 2 - 2

多賀城西部線に係る道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条2項に掲げる運賃設定協議が調っていることの証明書について

---

旧：65歳以上で運転免許証を返納し、運転経歴証明書の交付を受けた方のバス運賃を無料とする。適用方法は、運転経歴証明書の提示によるものとし、適用期間は、同証明書の交付日から1年間とする。

新：65歳以上で運転免許証を返納し、運転経歴証明書の交付を受けた方のバス運賃を無料とする。適用方法は、運転経歴証明書若しくはマイナ経歴証明書（マイナ免許証読み取りアプリによる）の提示によるものとし、適用期間は、同証明書の交付日から1年間とする。

※証明書案は別紙3参照

## 報告事項 2-3 補正予算について

### 国庫補助金額が減額となる予定

(千円)

	科目	当初予算	補正予算案		備考
		予算額	補正額	補正後予算額	
収入	負担金	7,020	1,250	8,270	市からの負担金
	補助金	5,000	-1,250	3,750	国庫補助金
	繰越金	0	0	0	
	諸収入	1	0	1	預金利息
	合計	12,021	0	12,021	
支出	会議費	446	0	446	報酬
	事務費	68	0	68	手数料、消耗品等
	事業費	11,506	0	11,506	委託料
	予備費	1	0	1	
	合計	12,021	0	12,021	

## 報告事項 2－4 委員報酬について

---

- ① 「国庫補助金の交付決定（5月中旬）」及び「市の補正予算（6月下旬）」後に、協議会の補正予算を計上
- ② 協議会の補正予算については、協議会財務規程第4条第2項及び第3項の規定に基づき、会長一任による調製  
次の協議会で報告し、承認を求める
- ③ 協議会委員の報酬を指定口座にお支払い
  - ・ 第1回協議会（4/1書面開催）分
  - ・ 第2回協議会（5/9開催）分